

## ■医療的ケア児の保育所等受入れガイドラインの概要

### ●ガイドライン策定の趣旨

これまで医療的ケア児の保育施設等の利用については、利用の可否及びその対応も含めて各園が独自に判断し行っていました。医療的ケア児に対しても一人一人の発達・発育状況に応じた教育・保育を提供することが重要であり、保育所等においても適切で安全な医療的ケアの実施が求められています。医療的ケア児の保護者から保育施設等の利用について相談があった場合は、全市的に統一した対応をする必要があります。

本ガイドラインは、医療的ケア児を保育施設等で受け入れる際に必要となる基本事項や留意事項を示すことにより、保育施設等における医療的ケア児の円滑な受入れや安全かつ適切に医療的ケアを行いながら保育を行うことができる環境を整備するため策定するものです。

### ●ガイドラインの構成

#### 第1章 基本的事項

ガイドラインの趣旨や目的、医療的ケアの内容や受入れ施設、対象児童等について説明

#### 第2章 利用開始までの流れ

入所相談から実際の入所、入所後のフォローアップ等について説明

#### 第3章 保育施設での医療的ケア児の保育実施体制及び対応について

医療的ケア児を預かる保育施設の実施体制や対応方法について説明

#### 第4章 保護者の了解事項について

保育施設の利用や医療的ケア、ならし保育等に係る保護者の留意事項について説明

#### 第5章 様式について

医療的ケア児の受入れにおいて使用する様式を掲載

## 1 基本的事項

項目	概要
ガイドラインの趣旨・目的	保育所等への入所にあたり、安全かつ適切に保育を行うことができる環境を整備する
医療的ケアの内容	経管栄養、服薬管理、吸引、導尿、酸素療法の管理、気管切開部の管理、吸入、人工呼吸器の管理、インスリン注射、ストーマ等
受入れ可能施設	認可保育所、認定こども園、小規模保育施設 ※ただし、認定こども園は1号認定も受入れの対象 ※幼稚園は道の管轄
保育所等における受入れ要件	主治医から集団保育が可能であると判断されていること等
対象児童	苫小牧市に在住している1歳児クラス以上等
利用日と利用時間	原則、月曜日から金曜日の8時30分から16時30分 (祝日及び12月29日から1月3日を除く) ※ただし、保育所等で対応できる場合はこの限りではない
受入れ時期	原則、各月1日の入所を基本とする
医療的ケアの実施体制	医療的ケアは看護師が実施し、必要に応じて喀痰吸引等研修を終了し業務登録を受けた保育が主治医の指示に基づき実施
本市の役割について	保護者と保育所等をつなぐほか、保護者からの相談に応じることにより医療的ケア児及び保護者が安心して生活できるよう努める

## 2 利用開始までの流れ

### ①保護者からの入所相談



- ・ 児童の様子、必要な医療的ケア、留意事項等の聞き取り、保護者から書類提出

### ②医療的ケア児保育所等事前利用申込み



- ・ 「医療的ケア児に関する主治医の意見書」を保護者から市へ提出
- ・ 必要に応じて、保育所等の園長等が主治医等と面談、保護者の施設見学を実施

### ③医療的ケア児の保育所等利用の可否の審査



- ・ 市医療的ケア児相談室、受入れ保育所等関係者、こども育成課などから構成される苫小牧市医療的ケア児等支援会議において、医療的ケア児の保育所等利用の可否の審査を実施

### ④体験保育の実施



- ・ 苫小牧市医療的ケア児等支援会議において必要と判断された場合に実施
- ・ 保護者が参加して実施し、園長や看護師等が医療的ケアの方法などの聞き取りを行う

### ⑤医療的ケア児保育所等利用見込みの可否の決定・通知



- ・ 苫小牧市医療的ケア児等支援会議において、保育所等の利用の可否について判断する（内定）
- ・ 保育所等で受入れができない場合は他のサービスの検討を依頼する

### ⑥入所申込み



- ・ 入所申込に係る書類を保護者が市へ提出する

### ⑦入所する保育所等との調整、実施計画作成



- ・ 保護者は主治医が作成する「医療的ケア指示書」や「緊急時の対応確認書」等を市へ提出する
- ・ 保育所等は必要に応じて、主治医等への聞き取りを行い、保育の実施計画を作成する
- ・ 医療的ケア児の受入れに係る最終判断を苫小牧市医療的ケア児等支援会議において協議する（最終決定）

### ⑧保育所等の利用開始（ならし保育から開始）



- ・ 保育所等の利用はならし保育から開始し、ならし保育は保護者同伴を必須とする
- ・ ならし保育の時間や方法、終了については、保育所等及び保護者の相談により決定する

### ⑨医療的ケア児、保護者に対するフォローアップ

- ・ 保育所等の利用開始後、保育所等は関係機関と連携し、適切な医療的ケアに努める

### 3 保育施設での医療的ケア児の保育実施体制及び対応について

項目	概要
保育所等における医療的ケアを必要とする児童の保育	医療的ケア児が快適で健康に過ごせるように保育環境を整備するなど児童に適切な保育を実施する
医療的ケアの実施者	医療的ケア実施に関する情報の共有を行い、それぞれの保育所等の関係者が役割に応じた対応を行う
医療的ケアの安全実施体制	衛生面、安全面、児童のプライバシー等に留意し、医療的ケアの物品や備品を衛生的に管理し、適切な環境において医療的ケアを実施する
医療機器及び物品管理	保護者が医療的ケアに必要な物品を保育所等へ提供し、使用後の物品は家庭に持ち帰るものとする
文書管理	保育所等において必要な期間（少なくとも対象となる医療的ケア児が在園中）保管する
緊急時の対応	緊急的な対応が必要な場合は救急車で病院へ搬送する。また、体調の悪化等により保育の継続が困難な場合は保護者が児童を降園させる
職員の研修	医療的ケア児を受け入れる場合には、北海道医療的ケア児等支援センターにおける研修等を受講するとともに、ヒヤリハットや事故の事例の集積、分析を行い、事故の未然防止に努める
医療的ケアの継続について	翌年度も継続する場合は、医療的ケア指示書等を提出し、苫小牧市医療的ケア児等支援会議が医療的ケアの継続の可否を検討する
受入れ後の医療的ケアの内容変更について	医療的ケアに変更があった場合は、提出書類等に基づき、苫小牧市医療的ケア児等支援会議で協議する。医療的ケアが終了となる場合には、園長等が主治医の受診に同行し、医療的ケアの終了を確認する
長期欠席について	長期欠席後に通園が可能となった場合には、必要に応じて主治医に意見を求める

#### 4 保護者の了解事項について

項目	概要
保育施設の利用について	施設の利用日や利用時間、感染症に罹患する可能性があること、毎年1月末までに医療的ケア継続に係る書類を提出し、園長が利用継続の可否を検討すること等
医療的ケアについて	必要に応じて受診に同行することや必要な文書等の発行のための費用は保護者が負担すること等
ならし保育について	一定期間、保護者同伴で行い、実施期間は保育所等と相談して決定すること等
体調管理及び保育利用停止等の確認について	体調不良や感染症が流行した場合などには、保育所等の利用ができないこと等
緊急時及び災害時の対応等について	保育所等は主治医の指示書等により緊急時の対応を行うこと等
情報の共有について	関係機関等に情報を共有する場合があること

#### 5 様式について

申込関係書類、入園準備・最終判断資料、保育実施通知・同意書など必要な様式を定めます。